

第3期 宇治田原町環境基本計画について

1 計画策定の趣旨

目指すべき環境像を実現するため、住民・事業者・行政が協働で取り組むための基本理念や目標、本町の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境を取り巻く諸課題に取り組むため、次期計画となる第3次計画を策定します。

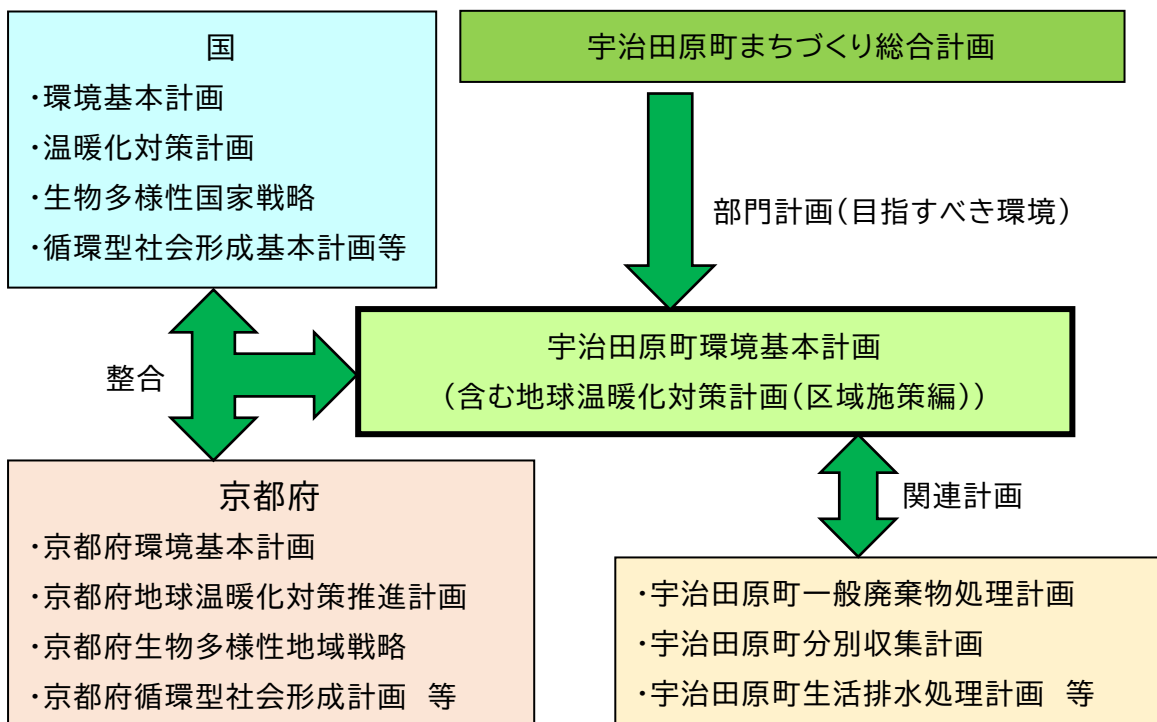
また、本計画には、地域の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー導入の促進などの緩和策と、現に進行している温暖化に伴う諸課題に対応するための適応策を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体実行計画に位置付ける「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）」を含むものとします。

なお、従来は計画の名称を「環境保全計画」としていましたが、環境の保全だけでなく、活用も含め本町の環境に関する基本的な計画という観点から、「環境基本計画」とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の環境基本計画、温暖化対策（推進）計画、生物多様性国家（地域）戦略、循環型社会形成（基本）計画等を踏まえるとともに、「宇治田原町まちづくり総合計画」の部門計画として、目指すべき環境像を実現するためのものです。

【図1 宇治田原町環境基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。その間、計画の進行管理を行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて期間の中間（5年）で見直しを行います。

【表1 計画の期間】

年 度	令和6(2024)年度～令和15(2033)年度
計画期間	

4 計画の対象分野

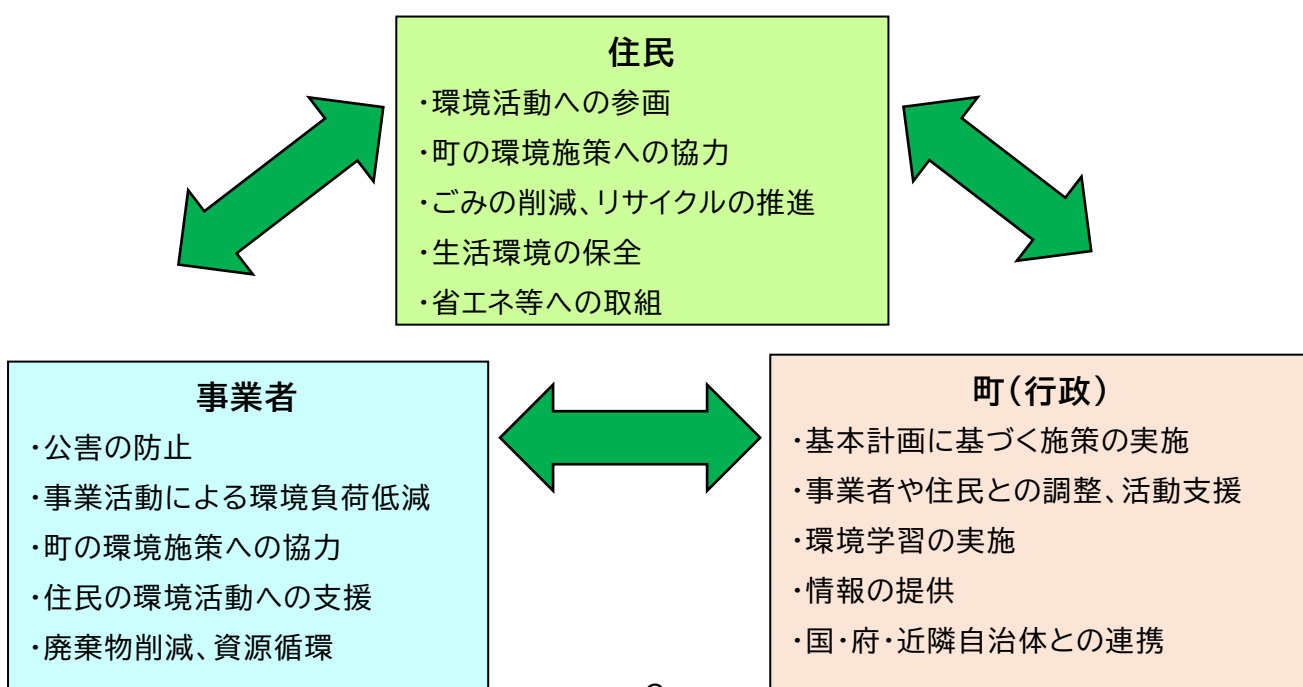
(1) 対象地域

計画の対象地域は宇治田原町全域です。ただし、廃棄物の処理などについては、近隣自治体等とも連携を図るものとします。

(2) 対象主体

計画の対象主体は、「住民」「事業者」「町（行政）」であり、これらの各主体による協働と参画により計画を推進します。

【図2 各主体の役割】



5 目指すべき環境像

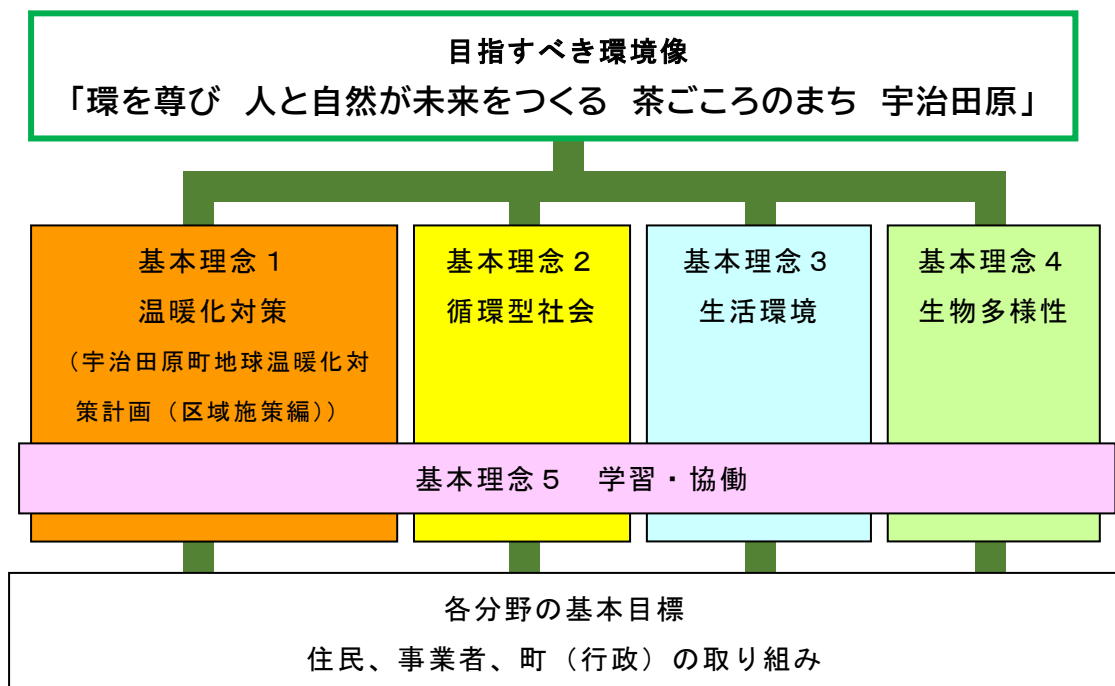
第3期計画では、環境を取り巻く情勢の変化と、今後重要となるキーワードをもとに新たに目指すべき環境像を「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」と設定しました。

その意味は、人と自然が調和して共存し、ともに未来（循環型社会）を作るというものであり、「茶ごころ」とは、心を落ち着かせ、ゆとりをもって行動し、製茶法を惜しみなく広めた永谷宗円のようにすべてにやさしい広い心の持ち方をいいます。こうした精神性は、「ハートのまち」宇治田原にふさわしいものといえます。

6 基本理念と計画の構成

本町が目指すべき環境像を実現するため、環境分野ごとの基本理念を設定します。

【図3 環境基本計画の構成】



7 目指すべき環境像を実現するための取組

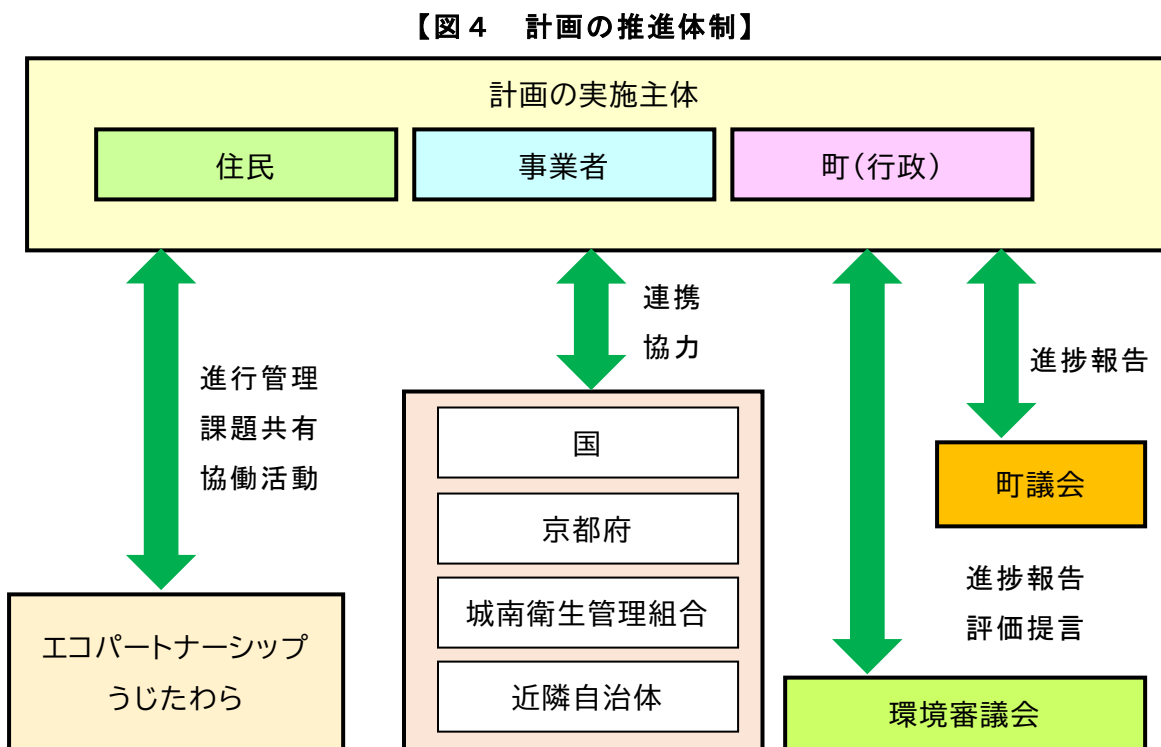
目指すべき環境像を実現するため、本計画では分野ごとに5つの基本理念を、またそれぞれに基本目標を設定し、町（行政）、事業者、住民が取り組むべきことを示します。

【表2 基本理念及び基本目標、取組の体系】

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
1 脱炭素化に取り組むまち(温暖化対策) (宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))	1-1 温室効果ガス排出量を削減する	(1)温暖化対策計画の推進と意識啓発
		(2)再生可能エネルギーの利用促進
		(3)省エネルギー化の推進
		(4)公共交通の利用促進
		(5)森林の適正管理
		(6)廃棄物の削減
	1-2 進行する気候変動に適應する	(1)熱中症対策
		(2)災害対策
2 ごみの削減に取り組むまち(循環型社会)	2-1 ごみを削減し適正に処理する	(1)ごみの排出量削減
		(2)家庭ごみの適正処理
		(3)事業ごみの適正処理
		(4)ごみの野焼き
	2-2 資源のリサイクルを促進する	(1)資源物のリサイクル促進
3 快適で暮らしやすいまち(生活環境)	3-1 環境汚染を防止する	(1)公害の防止
		(2)環境汚染の監視
		(3)汚水処理
	3-2 生活環境を保全する	(1)ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
		(2)地域の美化活動の推進
		(3)あき地・空家の適正管理
4 豊かな自然と共生するまち(生物多様性)	4-1 自然環境の保全と活用	(1)自然環境の保全
		(2)開発と保全の調和
		(3)自然とのふれあい
		(4)外来生物・有害鳥獣対策
5 とともに学び行動するまち(学習・協働)	5-1 環境教育・学習の推進	(1)環境に関する情報の提供
		(2)学びの機会の提供
	5-2 協働による活動の推進	(1)環境活動への支援
		(2)環境基本計画の推進

8 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、確実に推進するためには、様々な主体が連携して進行管理を行う必要があります。



9 計画の進行管理

本計画推進の確実性を確保するためには、定期的に進捗状況を把握し、その情報を広く公開するとともに、取組の結果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

本計画の進行管理にあたっては、エコパートナーシップうじたわらとともに進行管理と課題を共有し、町議会や町環境審議会に進捗状況を報告するとともに、必要に応じて提言を受け、計画の一部見直しなどを行います。

10 目標管理項目

これらは基本理念ごとに設定した目標管理項目です。

基本理念	項目	基準	中間目標	最終目標
1	温室効果ガス排出量	97 千 t-CO2 (2013 年度)	64 千 t-CO2 (2025 年度)	52 千 t-CO2 (2030 年度)
	森林整備面積 (単年度)	16ha (2022 年度)	23ha (2025 年度)	30ha (2030 年度)
2	家庭ごみ排出量 (1 人 1 日あたり)	620g (2022 年度)	600g (2027 年度)	580g (2032 年度)
3	田原川の水質	「河川」類型 A ※を維持 (2022 年度)	同 (2027 年度)	同 (2032 年度)
	汚水衛生処理率	82.8% (2022 年度)	85% (2027 年度)	87%以上 (2032 年度)
	狂犬病予防注射接種率	65% (2022 年度)	67% (2027 年度)	70%以上 (2032 年度)
4	レッドリスト等の更新	2004 作成 (2018 一部修正)	分野ごとに順次作成・公開	
	生物多様性地域戦略の策定	未策定	調査研究 (2027 年度)	策定・公開 (2032 年度)
	担い手認定農業者数	48 人 (2022 年度)	50 人 (2027 年度)	53 人 (2032 年度)
5	環境学習の実施 (回数及び参加者数)	13 回 125 人 (2022 年度)	16 回 160 人 (2027 年度)	20 回 200 人 (2032 年度)

※ 環境基本法に規定する「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の類型 A A～Eのうち、利用項目の適応性が「水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの」で、水素イオン濃度 (pH) 6.5 以上 8.5 以下、溶存酸素量 (DO) 7.5mg/L 以上、浮遊物質 (SS) 25mg/L 以下、生物化学的酸素要求量 (BOD) 2mg/L 以下、大腸菌群数 300CFU/100mL 以下であるもの